

改 正 案				現 行			
別表第六（第二十三条関係）				別表第六（第二十三条関係）			
部 員		書記官	官 職	部 員		書記官	官 職
一・二（略） 三 国家公務員採用上級（甲種）試験、国家公務員採用Ⅰ種試験、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）又は国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の結果によつて人事院が作成した採用候補者名簿の中から選考された者で行政職俸給表（一）の職務の級一級以上の職に五年以上あつた者 四・五（略）		（略）	資 格 要 件	一・二（略） 三 国家公務員採用上級（甲種）試験又は国家公務員採用Ⅰ種試験の結果によつて人事院が作成した採用候補者名簿の中から選考された者で行政職俸給表（一）の職務の級一級以上の職に五年以上あつた者 四・五（略）		（略）	資 格 要 件